

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る志願者情報の取扱いについて

本学の入学試験において、受験者等試験会場内にいた者が、新型コロナウイルス感染症を発症した場合、志願者等の個人情報を、保健所の要請により必要に応じて積極的疫学調査（感染症法第15条第1項）のために保健所へ提供します。ただし、その場合であっても、提供する個人情報は新型コロナウイルス感染拡大防止の目的以外には使用しません。

※本学大学院における入学試験についても同様の取扱いといたします。

令和2年11月6日
千葉大学学務部入試課